

議案第73号

財産の無償譲渡について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。

令和4年12月7日提出

養父市長 広瀬 栄

1 譲渡する財産

(1) 施設

名称 養父市消防団関宮第7分団格納庫（鶉縄）
所在 養父市鶉縄391番地1
構造 木造平屋建
延床面積 14.55平方メートル

2 譲渡の相手方

鶉縄区

区長 檀 博之

3 譲渡の条件

譲渡の相手方は、譲渡物件を直接管理し、住民の福祉を増進するため地域の自主的な活動に供するものとする。ただし、処分制限期間を経過した譲渡物件は、この限りでない。

施設位置図及び写真

(施設名) 養父市消防団関宮第7分団格納庫 (鶉縄)
(所在地) 養父市鶉縄 391 番地 1
(建築年度) 平成 16 年 2 月 24 日
(延床面積) 14.55 平方メートル

